

居宅介護支援事業者における介護予防支援の指定状況について

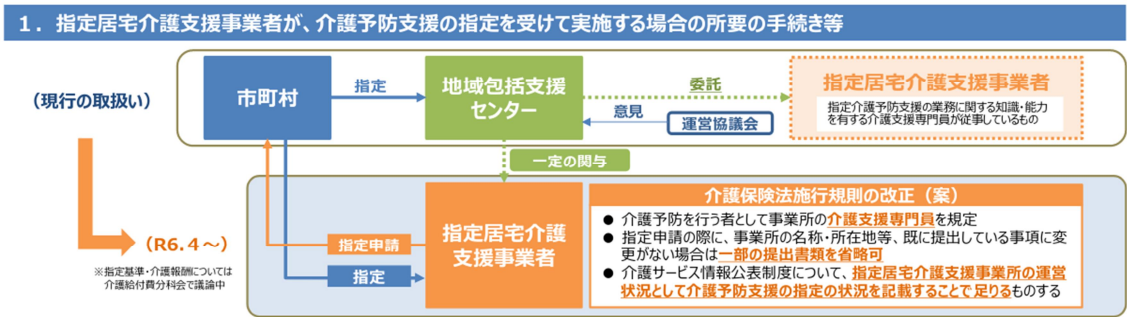
1. 介護予防支援の指定対象拡大について

令和6年度介護報酬改定に伴い、要介護認定者のケアプランを作成する「居宅介護支援事業所」が、これまで地域包括支援センターのみが指定対象であった要支援認定者のケアプランを作成する「介護予防支援」の指定を受けることが可能となりました。

なお、指定にあたっては、介護保険法第115条の22第4項に「市町村長は、第五十八条第一項の指定を行おうとするときは、あらかじめ、当該市町村が行う介護保険の被保険者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。」と定められています。

本市における上記の規定の取扱いについては、居宅介護支援事業所が既にケアプラン作成を行う事業所として介護保険法上の指定を受けていることを鑑み、本協議会に指定の状況を報告することで「必要な措置を講じている」と取り扱うこととします。

○指定対象拡大のイメージ図(令和5年12月7日 社会保障審議会介護保険部会資料から抜粋)



2. 令和6年7月末時点の指定状況

	事業所名	指定年月日	備考
1	アップルケアプランセンター川西	令和6年4月1日	9月1日から「2」の事業所と統合
2	アップルケアプランセンター川西北	令和6年4月1日	
3	協立ケアプランセンター	令和6年4月1日	
4	スミスケケアプランセンター	令和6年4月1日	8月1日から「3」の事業所と統合
5	ミヤケ薬局居宅介護支援事業所	令和6年4月1日	
6	介護の窓口 里の風	令和6年5月1日	
7	湯々館居宅介護支援事業所	令和6年6月1日	